

## 議第76号

三島市地方活力向上地域における市税の特例に関する条例の一部を改

正する条例案

三島市地方活力向上地域における市税の特例に関する条例（平成29年三島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に改める。

第2条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士